

緊急事態期間中の村民・来島者の行動指針

令和3年1月7日に東京都を含む1都3県を対象に、緊急事態宣言が発出されたことに伴い、
小笠原版「新しい日常」の過ごし方

～小笠原村における社会生活・経済活動の再開に向けた行動指針～

(令和2年5月29日策定)

に加え、以下の事項を緊急事態発令中はお守りくださるようお願いいたします。

(1) 基本的対処方針及び緊急事態措置の遵守

感染拡大を防止するために国が定める基本的対処方針及び都が定める緊急事態措置を遵守していただくようお願いいたします。

(2) 来島時、帰島時の水際対策へのご協力

来島される、帰島される際は、村や東京都等が共同でおがさわら丸乗船者に実施しているPCR検査を必ず受検していただき、陽性反応が出なかったことをご確認の上、来島、帰島されるようお願いいたします。

なお、出発地や検体提出の都合で、別機関のPCR検査に振り替えていただいてもかまいません。(その場合、検査費用については各自のご負担となります。)

また、PCR検査で陽性反応が出なかった方であっても、「息苦しさ」「強いだるさ」「高熱」等の症状がある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いている場合は来島、帰島をお控えください。

さらに、乗船後おがさわら丸船内で体調不良となられた方は、必ずおがさわら丸船員にお申し出ください。

(3) 来島後、帰島後の感染拡大防止へのご協力

来島後、帰島後は、乗船日から2週間の行動について、それぞれの生活、職場、宿泊先等で感染防止対策をプラスしていただけるようお願いいたします。

プラスの感染防止対策例としては、

- ・日々の検温をしっかりと行う。
- ・外出時だけでなく宿泊先、家庭でもマスクを着用する。
- ・発症したときに重症化しやすいといわれる高齢者の方との接触をしばらく避ける。
- ・多くの人と接する行動は控える。

などが考えられます。

(4) 上京を計画される場合

上京を計画される場合は、その必要性を再度ご検討いただき、不要不急の上京は控えるなど、より一層の配慮が必要です。また上京された場合も、緊急事態宣言が発令されている地域には行かないなど、一層の感染防止対策を行ってください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、皆様のご協力をお願いいたします。

令和3年1月8日

小笠原村長 森 下 一 男